

線引き時に存在していた建物 (属人性のない都市計画法上適法な建築物)の確認

*線引き時；一部の区域を除き昭和45年12月28日です。

線引き時に存在が確認でき、現在も敷地と用途が変わっていなければ、属人性のない都市計画法上適法な建築物と判断できる可能性があります。

確認するために、下記の資料（コピー可）を窓口までご持参ください。

線引き時からの敷地の変更については3及び4、線引き時の存在・用途に関しては5の資料にて確認します。

内容の確認～回答まで、1週間～10日程度必要となります。

- 1 申請地位置図
- 2 申請地および申請地上の既存建築物の現況写真
- 3 申請地の土地登記事項証明書

(電子化された土地登記事項証明書にて線引き時からの経緯を確認できない場合、閉鎖謄本が必要となります)

- 4 申請地が掲載されている公図
- 5 申請地上の建物に関する書類

下記の書類（記載順に書類の有無をご確認ください）にて、線引き時の存在と用途が客観的に判断できるもの

○建物登記事項証明書

(電子化された建物登記事項証明書にて線引き時の存在と用途が判断できない場合、閉鎖謄本が必要となります)

○固定資産課税台帳登録事項証明書

(備考欄に建築推定年が記載されたもの)(新長田合同庁舎及び各区役所の市税の窓口で交付)

○建築確認を受けたことを証明する書類

- ・ **建築確認の日付が線引き以前の建築計画概要書**など（建築住宅局建築調整課（三宮国際ビル5F）で交付）

○線引き時の住宅地図 参考：中央図書館（中央区楠町7-2-1）にあります。

- ・ 年代が分かるように、表紙又は裏表紙も印刷ください。

○線引き前に撮影された空中写真→ 一般財団法人日本地図センター等で購入できます

(電話) 029-851-6657 (所在地) 〒305-0821 茨城県つくば市春日3-1-8

注意

- ・ 上記のほか、場合によっては資料が追加で必要となる場合があります。
- ・ 線引き後に、農家住宅として敷地を拡大している場合等には、線引き時に存在していても属人性があると判断する可能性があります。